病院·診療所



電子処方箋の活用・普及促進補助金

~ 県補助金の申請期限が近づいてきています ~

申請期限

令和7年1月31日(金) まで

- ※ 埼玉県に補助金を申請する前に、社会保険診療報酬支払基金の補助金(以下「基金補助金」)の交付決定を受けている必要があります。基金補助金の申請から交付決定を受けるまでは、2か月程度かかると聞いています。 県補助金の活用を検討される場合は、お早めにシステム事業者に導入をご相談ください。
- ※ 来年度(令和7年度)の事業実施については現時点で未定です。

交付要件

- 1 ~ 3を満たす 病院・診療所 が補助対象となります
- ❶ 電子処方箋の導入(*1)が完了していること
- ❷ 基金補助金の交付決定を受けていること
- ❸ 電子処方箋の周知広報(*2)を実施すること



- *1 令和5年度(2023年度)以前に電子処方箋を導入した病院・診療所でも補助対象となります。
- *2 電子処方箋の対象施設であることを医療情報ネット、施設のホームページ上で広報等

県補助金と基金補助金を合わせて 受けた場合の導入費用に対する補助率

病院

最大 1/2

診療所

最大 3/4

※補助金額や申請方法等詳細は、 埼玉県ホームページをご覧ください。

https://www.pref.saita ma.lg.jp/a0703/densis vohousen/01.html



埼玉県 電子処方箋活用·普及促進事業

検索

電子処方箋の対応施設(*)は 少しずつ増えています!!



区分	R6.3	R6.8
病院	3	5
診療所	92	166
薬 局	846	1,224

*対応施設は埼玉県HP(左記)から確認できます。

お問い合わせ先

(申請書の記載方法等お気軽にお問い合わせください。)

埼玉県保健医療部医療整備課

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

